

第五十三号議案

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小池百合子

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例
都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「千分の五百五十一」を「百分の五十六」に改める。

第四条第二項中「百分の九十五」を「百分の九十四」に改め、同条第三項中「百分の五」を「百分の六」に改める。
別表を次のように改める。

別表（第十条関係）

一 経常的経費

経費の種類		測定単位	単位費用
議会総務費	議会総務費		
1 民生費	人口	人口	一人につき
1 社会福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	四〇、八四九円
2 老人福祉費		一人につき	一六、二八六円
		一人につき	七四、一三二円

3	生活保護費	被保護者数
4	児童福祉費	十八歳未満人口
5	国民健康保険事業助成費	区立保育所入所児童数
6	後期高齢者医療制度事業助成費	私立保育所入所児童数
7	被保険者数	被保険者数
8	衛生費	人口
9	1 衛生費	人口
10	4 清掃費	人口
11	1 清掃総務費	人口
12	2 収集作業費	人口
13	3 収集車両費	人口
14	4 処理処分費	人口
15	五 経済労働費	人口
16	六 土木費	人口
17	1 建築公害費	人口
18	2 都市整備費	人口
19	3 道路橋りょう費	道路面積
20	2	一人につき
21	1	一人につき
22	1 生活経済費	一人につき
23	2 産業経済費	一箇所につき
24	6 土木費	一人につき
25	1 建築公害費	一人につき
26	2 都市整備費	一人につき
27	3 道路橋りょう費	一平方メートルにつき
28	1	二、六七八円
29	2	一、一六六円
30	3	七八円
31	五九、三一四円	四七四円
32	五九、七六一円	四七五円
33	一、五九一円	五、七六一円
34	二、八九九円	一、八九九円
35	一〇、七〇八円	一人につき

二 投資的経費		公園面積	
経費の種類	測定単位	児童数	一平方メートルにつき 一、六〇八円
一 議会総務費	人口	一人につき 六九、八九一円	一人につき 一、二一四、五六九円
議会総務費	人口	一学級につき 一一六、四九八、五〇二円	一校につき 一、七六七、二九二円
議会総務費	人口	生徒数 七四、五八三円	一人につき 一、七六六、三二九円
二 公債費	人口	学校数 一校につき 一二〇、八〇六、三二九円	一箇所につき 五九、四五五、六一〇円
公債費	人口	学級数 一人につき 三二、三四四円	一人につき 一円につき 一円
三 財産費	年度支払額	児童生徒数 一円につき 一円	一円につき 一円
その他行政費	年度支払額	幼稚園数 一円につき 一円	一円につき 一円
八 その他諸費		人口 一六、二八七円	一六、二八七円
その他他の教育費			

二	1	民生費	1	社会福祉費	2	老人福祉費
	3	児童福祉費	3	児童福祉費	1	衛生費
三	1	衛生費	1	衛生費	2	清掃費
四	1	収集作業費	2	処理処分費	五	経済労働費
五	1	生活経済費	2	都市整備費	六	土木費
六	1	建築公害費	3	道路橋りょう費	七	教育費
七	1	小学校費	4	公園費	2	中学校費
八	3	その他の教育費				

一人につき	一、〇三五四
一人につき	一〇、〇一八四
一人につき	三四、三八九四
一人につき	七五六四
一人につき	六一七四
一人につき	三、一〇三四
一人につき	四六六四
一人につき	一、四六三四
一人につき	二二六四
一人につき	一七五四
一人につき	一、八六四四
一校につき	二四一、六八四、六五六四
一校につき	二五三、三五五、五〇〇四
一人につき	一〇、一七二四

園児数	一人につき	二〇七、五四二円
人口	一人につき	四、八〇五円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年東京都条例第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第九項中「) 第二条」を「) 第二条第一項」に改める。

(都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（令和三年東京都条例第八号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「千分の五百五十一」を「百分の五十六」に改める。

(経過措置)

4 この条例による改正後の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例第三条第二項各号中、当該年度の前年度以前の年度が令和五年度又は令和六年度である場合には、「交付金総額」とあるのは「調整税の収入額と法人事業税交付対象額と固定資産税減収補填特別交付金額との合算額に千分の五百五十一を乗じて得た額」と、「交付金見込額」とあるのは「調整税の収入見込額と法人事業税交付対象額の見込額と固定資産税減収補填特別交付金額の見込額の合算額に千分の五百五十一を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

(提案理由)

都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、特別区財政調整交付金の算定基準を改めるほか、規定を整備する必要がある。